

# 企業立地促進計画のポイント

平成25年 6月10日 決定・提出  
平成25年 8月 8日 変更・提出  
平成27年10月30日 変更・提出  
平成29年 9月15日 変更・提出

## 位置付け

○福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）改正（平成25年5月10日施行）により、避難解除等区域を含む地域への新規企業の立地を促進するための課税の特例措置を適用するために創設された計画である。

## 構成

### 1. 意義(p.2)

- 法第18条第1項に基づく計画。企業立地の促進を図ることにより、避難解除等区域の復興再生を目指す。
- 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する福島県知事の認定を受けた企業が、計画どおり事業を実施することで課税の特例が適用。
- 県は、企業立地促進のための施策を総合的に講じ、関係市町村との連携のもと避難解除等区域の復興・再生に取り組む。

### 2. 目標及び期間(p.3-p.7)

#### (1) 目標

4つの「ふるさと」の姿を取り戻し、『将来的に豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生を図ること』を目標とする。

- ① 避難解除区域の住民等が安定して働くことができる「ふるさと」
- ② 地域の創富力(\*)が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことができる「ふるさと」 (\* 富を生み出すこと)
- ③ 地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」
- ④ 安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」

#### (避難解除等区域復興再生推進事業【法施行規則第3条】)

- ・ 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業(第1号)
  - ・ 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域(法第十八条第一項に規定する避難解除等区域をいう。)の地域経済の活性化に資する事業(第2号)
  - ・ 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業(第3号)
  - ・ 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業(第4号)
- ※ それぞれの事業に属する業種については別紙に記載

#### (2) 期間

10年間

(「避難解除等区域復興再生計画」の期間と同じ)

### 3. 企業立地促進区域(p.8-p.12)

#### (1) 区域

12市町村の避難解除区域等(避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域。))とする。

#### (2) 区域区分別の企業立地の基本的な考え方

- 解除区域・・・復旧・復興の最前線拠点(全事業の企業立地を促進)
- 避難指示解除準備区域・・・優先的に除染等を進め、安心できる生活環境を早期に回復していくべき地域(法施行規則第3条第2号・第3号・第4号をまずは優先し、復興・再生の状況に応じて第1号の立地も図る)
- 居住制限区域・・・被ばく線量低減の観点から継続して避難が求められるべき地域(平均積算線量が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定。第3条第2号・第3号・第4号のうち帰還に必要な事業に限って承認)
- 認定特定復興再生拠点区域・・・帰還困難区域のうち概ね5年を目的に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域(平均積算線量が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定。第3条第2号・第3号・第4号のうち帰還に必要な事業に限って承認)

#### (3) 立地にあたって企業が留意すべき事項

- ① 各種土地利用計画との整合性の確保
- ② インフラ復旧・除染実施状況の把握
- ③ 事業実施に関する留意事項の遵守

### 4. 区域内において実施しようとする措置の内容(p.13)

環境回復の取組を進めるとともに、国・市町村と連携し以下に取り組む。

- (1) 企業立地環境整備
- (2) 新事業創造・創業支援
- (3) 雇用・人材育成支援
- (4) 金融・経営支援
- (5) 技術開発・連携支援等

### 5. その他必要な事項(p.14)

- (1) 関係する市町村及び事業者との必要な情報の共有化
- (2) 計画の進捗状況の点検と見直し
- (3) 住民等への適切な情報発信